



In depth

A look at current financial reporting issues

2021年4月1日
No. 2021-03

特別買収目的会社を通じた上場—財務報告および会計上の検討事項(2021年5月13日アップデート)

要点

逆さ上場とは、企業の株式公開の代替的な方法を経営者やスポンサーに提供するものです。これは、いくつかの方法で達成することができます。

そのような方法の1つが特別買収目的会社(SPAC)を通じた上場です。SPACは、非公開の事業会社またはグループ(operating company/group)(以下「事業会社」)を買収する意図をもって、新規株式公開(IPO)を通じて資金調達を行います。事業会社が上場しているSPACに買収された場合、事業会社は、実質的に自社のIPOを実施することなく公開企業となります。

SPAC取引には多くの課題があります。本資料では、財務報告や会計上のいくつかの検討事項およびSPAC合併プロセスに関するよくある質問に対するPwCの回答を取り上げています。

追加のガイダンスおよび財務報告や会計上の検討事項が特定された場合には、本資料を更新する予定です。

Section 1. 背景

企業は、多くの異なる方法で証券取引所に上場することができます。その方法の1つが、逆さ上場です。逆さ上場では、事業会社が公開企業によって法的に買収される場合があります。しかし、公開企業が事業会社を買収するための対価として株式を発行する場合、事業会社の株主が公開企業の支配を獲得します。SPACに関連する課題や原則は、通常、国や地域によって異なる名称で呼ばれることもある他の形態の逆さ上場と一貫しています。下記では、SPACの取決めに対する一般的なアプローチの1つを説明していますが、他のアプローチも一般的です。

SPACは、初期投資者の資金によって設立され、1社以上の不特定の事業会社を買収すべく、追加的な資金調達のためにIPOを行います。IPOの後、IPOで集めた資金は信託口座に預託され、SPACの運営に関する文書の条件に基づき、通常18カ月から24カ月の間にターゲット企業を選定し合併を完了させます。これは、「de-SPAC」または「SPAC解

In depth

1

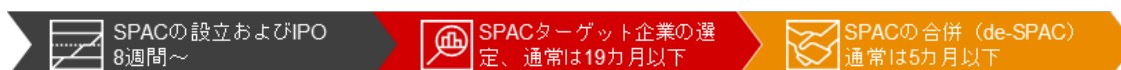
当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

体」と呼ばれることもあります。SPACによる取得後、事業会社は公開企業（または公開企業の法的な子会社）となります。SPACが延長手続きを行うことなく一定期間内に合併を完了しない場合には清算を行い、IPOで集めた資金の残額を株主に払い戻します。

SPACの合併には、公開企業として事業を運営するための方針やプロセスの整備（複雑な会計処理上の検討事項や、さまざまな財務報告要件など）を含むいくつかの課題があります。

本資料では、SPAC取引を会計処理する際に企業が直面する可能性のある課題を取り上げます。

Section 2. SPACの概要とライフサイクル



SPACのライフサイクルは、SPACの設立およびIPO、SPACによるターゲット企業の選定、そしてSPACの合併（de-SPAC）の3つのフェーズに区分されます。事業会社の経営者は、従来のIPOと同じように、財務報告やSECファイリングの要求事項について、事前に計画を立て準備しておく必要があります。

2.1 SPACの設立とIPO

SPACは、名目投下資本（通常、発起人株と呼ばれる）を有する経営者、またはスポンサーによって設立されます。その後、SPACは、IPOにおいて「ユニット」を発行し、その結果として発行済株式の約80%を一般株主、約20%を発起人が保有することになります。IPOで発行された株式は、SPAC合併前はいつでも、保有者の選択により（通常、発行時の価格と同じ価格で）償還可能であることがよくあります。各ユニットは、普通株式1株と端数のワラントで構成されません。

発起人株がSPACの取締役選任の独占的権利を有することを除けば、発起人株と公募株式はおおむね同じ議決権を有しています。SPACの発起人または経営者は、ワラントの追加付与という報奨を通じて、または一般株主よりも割引価格でSPACの株式を引き受ける結果として、業績に対するインセンティブを与えられることが一般的です。

IPOで集めた資金は信託口座に預託され、SPACによるターゲット企業選定期間中は利息を稼得します。多くの場合において、公募株式には特定の償還権が含まれます。通常、SPACの事業活動は非常に限定されており（すなわち、通常は事業の定義を満たさない）、その財務諸表は現金、株主からの資金拠出（資本または負債）、ならびに公開企業としての創業準備活動およびターゲット企業選定期間中の事業運営に伴う一般管理費で構成されます。

2.2 SPACターゲットの選定

SPACの基本合意書には、通常、ターゲット企業の選定および買収完了のために18～24カ月の期間が定められています。ターゲット企業の選定後、SPACは、意向表明書の作成およびデューデリジェンスを完了し、取引ストラクチャーや結合後企業のカバレッジに関する提案を含む合併契約の条件についての交渉を行います。

SPACは、(a) SPACによる合併、または(b) SPAC合併前の株式の株主償還のための追加資金の確保が必要となる可能性があります。SPACは、以下を含むさまざまな方法により、合併のための追加資金を確保することが可能です。

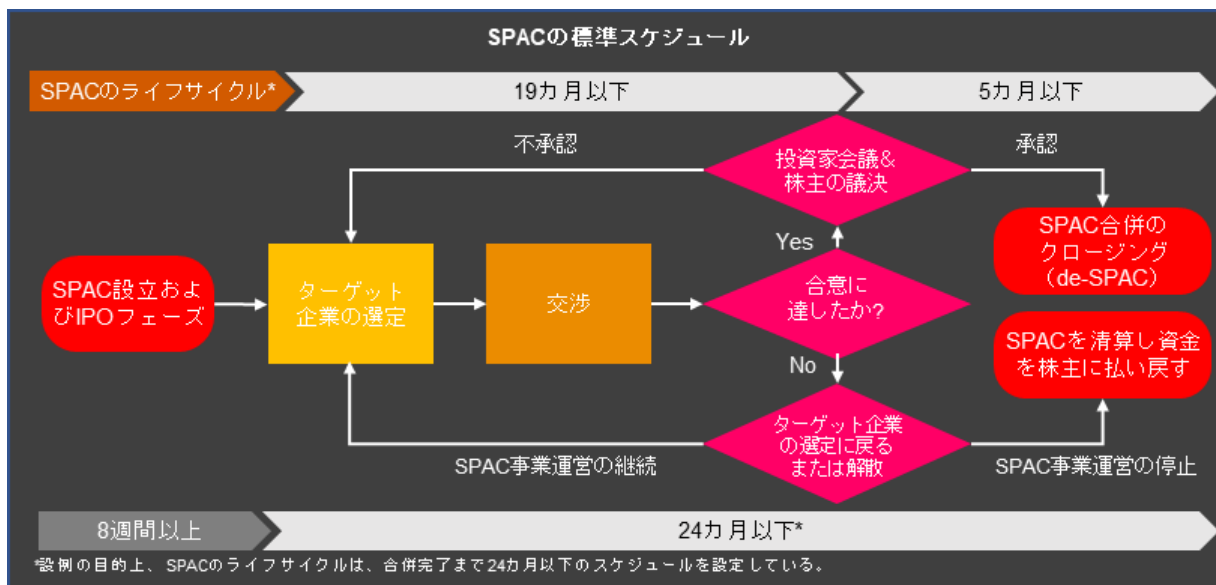
- 投資会社による上場企業の私募増資の引き受け（PIPE）。通常、スポンサーの関係者または機関投資家による普通株式購入のための先渡契約をいう。
- 追加的な公募増資
- 優先出資
- 負債による資金調達（SEC登録社債、私募債、タームローン、リボルビング信用枠など）

取引条件の確定後、SPACは買収または合併を進めます。

2.3 SPACによる合併（de-SPAC）

SPACの一般株主がターゲット企業への投資を望まない場合には、合併完了前に普通株式を償還する機会が与えられています。普通株式を償還しても、その株主に発行されたワラントは、通常、失効しません。SPACが適切なターゲット企業を選定しない場合、または提案した取引が成功しなかった場合には、SPACは清算され、一般株主にIPOで集

めた資金の残りが払い戻されます。



Section 3. 会計上の検討事項—SPAC設立とIPO

3.1 支配の評価

概要

SPACがスポンサー企業の出資を受けている場合、スポンサーがSPACを支配しているかどうかを判断するために支配の評価を行う必要があります。

スポンサーがSPACを支配している場合、IFRS第10号は、スポンサー(すなわち親会社)に連結財務諸表の作成を要求しています[IFRS第10号第2項]。ただし、スポンサーが連結財務諸表の作成を免除されている場合、またはスポンサーがIFRS第10号第31項で定義された投資企業でない場合は除きます[IFRS第10号第4B項]。IFRS第10号第4項(a)は、企業が連結財務諸表の作成の免除を受けるために満たさなければならない要件を示しています。

SPACを連結しないスポンサーは、スポンサーがSPACに重要な影響力を持つかどうかを判断する必要があります。その場合、IAS第28号が関連会社への投資に適用されます。IFRS第9号は、その他の持分に適用されます。

詳細な検討

スポンサーは、SPACへの関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、SPACに対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、SPACを支配しています[IFRS第10号第6項]。

SPACに対する支配の判定に際して、スポンサーは、関連性のある活動を識別し、当該活動に関する意思決定がどのように行われるか、当該活動を指図する現在の能力を誰が有しているか、および当該活動により生じるリターンを誰が受けるかを識別するために、SPACの目的および設計を考慮する必要があります[IFRS第10号B5項]。

SPACがスポンサーによって支配されているか否かを決定する際の重要な要素の1つは、スポンサーがSPACのリターンに最も重要な影響を及ぼす関連性のある活動に対するパワーを有していることです[IFRS第10号第10項]。「関連性のある活動」とは、投資先のリターンに重要な影響を及ぼすSPACの活動です[IFRS第10号付録A]。通常、SPACの関連性のある活動は、ターゲット企業を選定し、最終的に取得することです。

スポンサーは、関連性のある活動に対するパワーを有していることに加え、支配を立証するためには、SPACの変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有している必要があります[IFRS第10号第7項(b)]。「変動リターン」とは、IFRS第10号における広範な概念であり、配当から規模の経済、コスト節減、税務上の便益、将来の流動性に対するアクセスおよび独占的な知識へのアクセス獲得まで多岐に渡ります[IFRS第10号B56項][IFRS第10号B57項]。

In depth

3

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有するためには、スポンサーのSPACへの関与は、SPACからの変動性に寄与するのではなく、吸収することである必要があります[IFRS第10号BC66項][IFRS第10号BC67項]。スポンサーは、通常、株式やワラントの所有を通じてSPACの残余リターンにおける変動を吸収しており、したがって、変動リターンに対するエクスポージャーを有する(すなわち、変動性を吸収する)こととなります。

変動リターンに対するエクスポージャーを有し、リターンの額に影響を及ぼすパワーを有しているスポンサーは、通常、SPACを連結することとなります。

SPACを連結しないスポンサーは、SPACに対して重要な影響力を有するとしてIAS第28号を適用するか、またはIFRS第9号を適用するかを決定しなければなりません。場合によっては、SPACに対するスポンサーの持分がスポンサーに重要な影響力を与える可能性があったとしても、金融商品(例えば、デリバティブの定義を満たすワラント)は引き続きIFRS第9号に基づいて会計処理されることがあります。

[FAQ 31.21.3](#)「長期投資に関するIAS第28号とIFRS第9号の相互作用」(英語のみ)。

3.2 発起人株とワラントの分類

概要

多くの場合、SPACは、発起人またはスポンサーにワラントや株式を発行します。SPACの財務諸表における重要な検討事項は、発起人株およびワラントをIFRS第2号とIAS第32号のどちらを適用して会計処理すべきかという点です。その決定には、発起人の権利が一般株主の権利と異なるかどうかを含め、すべての事実および状況を注意深く検討する必要があります。IFRS第2号とIAS第32号のどちらを適用するかで負債または資本への分類が異なってくるため、それらの区別は重要です。

詳細な検討

a. SPACにIFRS第2号とIAS第32号のどちらの基準を適用するか

IAS第32号は、特定の例外を除き、すべての金融商品に適用されます。注目すべき例外は、IFRS第2号が適用される株式に基づく報酬取引に基づく契約および義務です。

IFRS第2号は、企業が株式に基づく報酬の取決めの一部として財またはサービスを受け取る取引に適用されます。新株予約権無償割当(rights issue)のように、明らかに財またはサービスに対する支払以外の目的で行われる譲渡は、IFRS第2号の範囲に含まれないこととなります。

株主としての立場での株主との取引もまた、IFRS第2号から明確に除外されています。特定の取決めがIFRS第2号の範囲に含まれるのか、あるいは単なる金融商品の発行であるかを判断することは困難である可能性があります。特に発行した金融商品の公正価値と受領した対価との間に不足がある、またはそのように見える場合には、すべての事実を慎重に検討する必要があります。

検討事項の一部には以下が含まれます(ただし、これらに限りません)。

- 発起人株はいくらで発行されるか。公正価値まで割り引いた金額で発行されているSPACの資本性金融商品の場合、その取引はIFRS第2号の範囲に含まれる可能性がある。
[FAQ 43.1.1](#)「IFRS第2号の範囲に含まれる金融商品の指標」(和訳は[こちら](#))。
- 発起人は追加的なワラントを無償(または割引価格)で受け取るか。その差額はどのように補償されるか。
- 発起人株主の権利または持分は、一般株主(例えば、ベンチャーキャピタリスト)の権利または持分と異なるか。発起人株の価値を高めるためのラチェット・メカニズムまたはインセンティブは存在するか。例えば、発起人は、経営成績に応じてより多くの株式を受け取る権利を有しているか。
- 資本性金融商品を発起人に発行する商業的な根拠は何か。
- 発起人株に勤務提供の条件はあるか。または、発起人が退職した場合もしくはSPACが一定期間内にターゲット企業を見つけられなかった場合、発起人は発起人株式の権利を失効するか。勤務に関する権利確定条件がある場合、当該金融商品はIFRS第2号の範囲に含まれる可能性は高い。しかし、発起人の勤務に関する権利確定条件が存在しないことは、発起人株がIFRS第2号の範囲に含まれる妨げとはならない。
- エグジット事象後の発起人株主は他の株主と異なる権利を有しているか。SPACの定款によって、SPAC合併時に、発起人に異なる権利(例えば、現金受領か株式受領かを選択する権利)が付与される可能性がある。

b. IFRS第2号に基づくSPACの分類および測定

株式に基づく報酬は、契約条件に応じて持分決済型か現金決済型のいずれかに分類されます。持分決済型の株式に基づく報酬の取決めとは、企業が(a)企業自身の資本性金融商品と引換えに財もしくはサービスを対価として受領する、または(b)財もしくはサービスを受領するが財もしくはサービスの仕入先との取引を決済する義務を負わない、のいずれかの取決めです。現金決済型の株式に基づく報酬とは、企業が、財またはサービスの仕入先に対して、企業または他のグループ企業の資本性金融商品の価格(または価値)に基づく金額について義務を負うことにより、財またはサービスを取得する取決めです。将来の業績を条件としたアーンアウトの決済方法は、分類の評価において考慮する必要があります。IFRS第2号の分類により、この取決めの会計処理が決定されます。

IFRS第2号は、株式に基づく報酬の認識および測定に関する詳細なガイダンスを提供しています。SPACは、株式に基づく報酬に関連して受け取った財またはサービス、およびそれに対応する資本または負債の増加を、権利確定期間にわたって、(IFRS第13号ではなく、IFRS第2号の定義による)公正価値で測定します[IFRS第2号第10項][IFRS第2号付録A]。

- **株式決済型の株式に基づく報酬:** SPACが受け取った財またはサービスの公正価値は、公正価値が信頼性をもって見積れない場合を除き、直接測定しなければならない。この推定が反証される場合、公正価値は対価として付与された資本性金融商品の公正価値を参照して測定される。財またはサービスの測定は、企業が財を受け取った日または相手方がサービスを提供した日に行われる。従業員のサービスまたは識別不能な財またはサービスは、資本性金融商品が付与された日に間接的に測定される。株式決済型の株式に基づく報酬の公正価値は、付与日以降再測定されない[IFRS第2号第11項][IFRS第2号第13項]。
- **現金決済型の株式に基づく報酬:** SPACが取得した財またはサービスおよび発生した負債は、当該負債の公正価値で測定される。当該負債の公正価値は、各報告期間の末日および決済日に再測定される。公正価値の変動は、当期の純損益に認識される[IFRS第2号第30項]。

c. IAS第32号に基づくSPACの分類および測定

PwCは、発起人株およびワラントは、多くの場合においてIFRS第2号の範囲に含まれると考えています。ただし、IFRS第2号が適用されない場合、当該金融商品はIAS第32号の範囲に含まれます。下記のセクション 3.3をご参照ください。

3.3 公募株式とワラントの分類

概要

SPACの財務諸表においては、投資家に発行された株式およびワラント(「公募株式およびワラント」)は、一般的にIAS第32号を適用して会計処理されることとなります[IFRS第2号第4項]。これは、株主の立場で行動する株主との取引はIFRS第2号の適用範囲に含まれないためです。ただし、公募株式とワラントを資本または負債として分類するには、条件付プットや行使価格または行使株式数の潜在的な変動性を含む(ただし、これらに限定されない)契約のすべての特徴(例えば、キャッシュレス行使の特徴など)を慎重に検討する必要があります。

詳細な検討

一般株主は、行使価格を支払い、株式を受け取る、売建コール・オプションであるワラントを保有する場合があります。以下では、株式とワラントの分類を個別に分析します。

a. 公募株式はIAS第32号に基づくSPACの負債または資本の分類を満たしているか

IAS第32号は、企業のすべての負債を控除した後の資産の残余持分を証する契約を資本性金融商品として分類します。

SPACのIPOは、一般株主に対して、特定の状況において(通常は合併の結果に応じて)、公募株式を償還するオプションを提供します。そのような償還条項またはプット・オプションは、一般に、当該金融商品の資本への分類を妨げ、その結果、公募株式は負債に分類されることとなります。

しかし、償還権がSPACの支配の及ぶ範囲にあり、かつ、SPACが現金の支払いを回避する無条件の権利を有している場合には、資本に分類される可能性があります。一般株主は、SPAC(すなわち、企業)の一部として意思決定を行うことができます。または、SPACから独立した別個の金融商品の保有者として意思決定を行うことができます。したがって、SPACの株主の役割、すなわち、株主が「企業の一部」とみなされるか、または「企業とは独立した別個のもの」とみなされるかは、金融商品の分類を決定する上で極めて重要です[IAS第32号第19項]。

In depth

5

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

[FAQ 43.17.1](#)「金融商品の分類の決定において株主が果たす役割の認識」(和訳は[こちら](#))

[FAQ 43.17.2](#)「株主の役割が金融商品の分類に与える影響」(和訳は[こちら](#))

さらに、IAS第32号は、一部のプッタブル金融商品および清算時に発生する義務についての例外を設け、[IAS第32号第16A項から第16D項](#)の要件を満たす場合には資本に分類することを要求しています。実務上、公募株式はこれらの要件を満たさないことが多く、その理由としては、通常、最劣後の金融商品ではないことが挙げられます。

[EX 43.35.1](#)「実務ガイド:プッタブル金融商品および清算時に発生する義務を有する金融商品について例外規定の解釈」(和訳は[こちら](#))

b. 公募ワントはIAS第32号に基づく負債または資本の分類の要件を満たしているか

公募ワントはデリバティブ金融商品であり、一般にIAS第32号の「固定対固定(fixed-for-fixed)」の要求事項を満たさず、金融負債に分類されるような特徴(例えば、引き渡す自己株式数または受け取る現金のいずれかが変動する特徴)が含まれています。さらに、[IAS第32号第26項](#)は、一方の当事者に決済方法の選択肢を与えている場合には、決済方法の選択肢のすべてで資本性金融商品となる場合を除き、負債に分類することを要求しています。

ワントの資本への分類は、SPACが、一定額の現金その他の金融資産と交換に、自らの資本性金融商品の一定数を受け取るかまたは引き渡すことにより決済する場合にのみ、生じることになります[[IAS第32号第22項](#)]。

したがって、負債に分類されるワントには、以下のものが含まれますが、これらに限りません。

- 原株式が負債性金融商品に分類されるワント
- プッタブル金融商品に関する[IAS第32号第22A項](#)の例外が適用されることのみを理由として、原株式が資本性金融商品に分類されるワント
- キャッシュレス行使の特徴に基づき、変動数の株式を発行する可能性のあるワント。[IAS第32号第26項](#)に基づき、決済方法の選択肢のすべてで資本性金融商品となる場合を除き、SPACはキャッシュレス行使の特徴を伴うワントを金融負債として会計処理する必要がある。
[FAQ 43.40.4](#)「キャッシュレスの行使オプションは資本性金融商品として適格か」(英語のみ)
- 変動額の現金またはその他の金融商品で行使可能なワント(外貨建ワントを含む)
[EX 43.40.2](#)「固定額の外貨と交換に固定数の企業自身の株式を引き渡す契約」(和訳は[こちら](#))
- 現金決済される可能性のあるワント。公募ワントには、保有者が現金を受け取ることのできる支配の変更条項が含まれることがある。

実務上、このようなワントには、IAS第32号の「固定対固定(fixed-for-fixed)」の要件に反するような条件が含まれていることが多く、したがって、多くの場合において資本としての分類要件を満たしません。

Section 4. SPAC合併における会計上の検討事項

注:この段階では、下記の会計上の検討事項は、上記2.3に記載のSPACライフサイクルにおけるSPAC合併取引に焦点を当てています。

4.1 会計上の取得企業の決定

SPACの合併において、どの企業が会計上の取得企業であるかは重要な会計上の判断となります。会計上の取得企業とは報告企業の支配を獲得する企業であり、法的な取得企業とは異なる可能性があります。

事業会社の株主に支払われたSPAC合併の対価が、資本または現金と資本の組み合わせの場合、どの企業が会計上の取得企業であるか、またはその取決めが企業結合ではなく資本の再編成かどうか明確でない可能性があります。現金は、結合後企業内に留保される場合もあれば、事業会社の株主に支払われる場合もあります。このような状況においては、すべての関連する事実および状況を考慮する必要があります。IFRS第10号「連結財務諸表」のガイダンスは、会計上の取得企業(すなわち、他方の企業(被取得企業)の支配を獲得する企業)を識別するために使用されます。法的な被取得企業の以前の所有者がSPACの支配を獲得していることが明らかである場合もあります。しかし、誰が支配を獲得したかが明らかでない場合もあり、その場合、取得企業の決定にあたりIFRS第3号「企業結合」[B14項からB18項](#)に記載の要因を考慮する必要があります。

SPACの合併が、主に現金またはその他の資産の譲渡もしくは負債の発生によって達成される場合は、通常、SPACが会計上の取得企業となります([FAQ 29.39.1](#)「企業結合を実行するために設立された新しい企業」の設例2(英語のみ)およびIFRIC Rejection December 2005「現金を支払う新しい企業を取得企業として識別できるか」を参照)。

In depth

6

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

SPACが会計上の取得企業となる稀な状況では、SPACは、取得の会計処理を適用して、IFRS第3号に従い事業会社の資産および負債を公正価値で認識することになります。

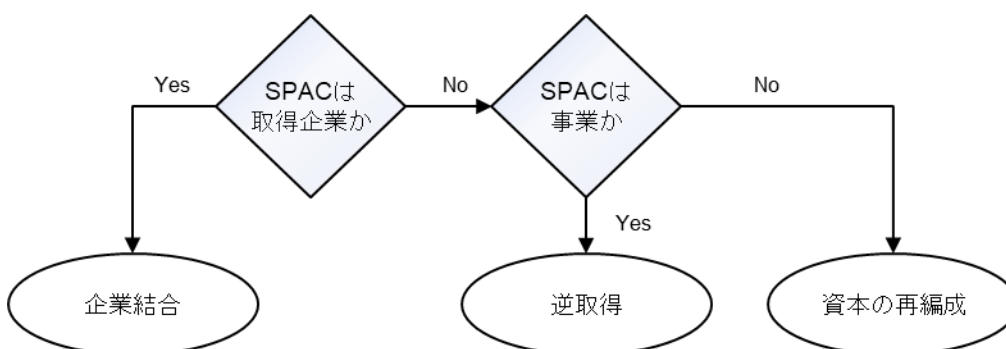
主に資本持分を交換することにより実行される企業結合では、通常、資本持分を発行する企業が取得企業となります。しかし、一般に「逆取得」または「逆さ上場」と呼ばれる一部の企業結合では、発行企業(すなわち、SPAC)が被取得企業となります。

営業活動を伴わず純資産のほとんどない公開シェル・カンパニーに事業会社を合併した場合、一般的に以下ようになります。

- i. 非公開企業の所有者が取引後に結合後企業の支配を獲得
- ii. 旧公開シェル・カンパニーの株主は受動的な投資家としてのみ存続

事業会社は、営業活動を伴わない公開企業であるSPACの上場のステータスを獲得しようとしています。この取引は、SPACが事業の定義を満たさないため、多くの場合、企業結合とはみなされません。[FAQ 29.37.1「小規模上場企業による大手非公開企業の逆取得」](#)(英語のみ)、および [FAQ 13.4.12「上場後のシェル・カンパニーの逆取得をどのように会計処理すべきか」](#)(英語のみ)をご参照ください。

4.2 逆さ上場—資本の再編成か、企業結合か



IFRS第3号の下で取引を会計処理するためには、かならず取得企業を特定しなければならず、また被取得企業は事業でなければなりません。取得企業は、被取得企業の支配を獲得する企業です。3.1で説明したように、SPAC取引においては、事業会社(法的な子会社)は多くの場合において会計上の取得企業として特定されます。

SPACの合併は通常、資本の再編成として会計処理され、その会計処理はIFRS第3号に基づく逆取得と類似しています。これは、SPACの合併において、事業会社が会計上の取得企業として特定される可能性が最も高く、またSPACは、通常、事業の定義を満たさないためです。多くの場合において、SPAC合併日におけるSPACの唯一の資産は、投資家から受け取った現金です。

IFRS ICは、これと類似の取引を検査し、営業活動を伴わない上場会社(すなわち、SPAC)が事業でない場合、当該取引は企業結合ではないが、IFRS第2号の下で会計処理すべき株式に基づく報酬取引が存在する可能性があることを確認しました(2013年3月のアジェンダ決定の「[IFRS第3号「企業結合」—事業を構成しない逆取得の会計処理](#)」を参照)。

株式に基づく報酬を会計処理するために、事業会社によって発行されたとみなされる株式(すなわち、SPACの取得の対価)は、公正価値で認識され、SPACの純資産の公正価値と比較されます。[EX A1.49.1「シェル・カンパニーへの逆取得」](#)(英語のみ)をご参照ください。

事業会社によって発行されたとみなされる株式の公正価値とSPACの識別可能な純資産の公正価値との差額は、事業会社が受け取るサービス(すなわち、上場に係るサービス)を表します。株式に基づく報酬の結果としてのこの上場に係るサービスのいかなる部分も、資金調達コストとはみなされません。IFRS第2号第13A項に基づき、受け取ったサービスは資産の定義を満たしておらず、受け取ったサービスのコストは費用として認識する必要があります。[FAQ 13.21.1「識別不能な財またはサービスを受け取った場合、企業は取引をどのように会計処理すべきか」](#)(和訳はこちら(リンク先表記は12.64項 設例1—サービスが識別可能でない場合の公正価値測定))をご参照ください。

4.3 逆取得で移転された対価の公正価値の決定

会計上の取得企業(事業会社)によって移転された対価の価値は、逆取得によって生じた結合後企業の資本持分と

In depth

7

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

同じ割合をSPACの所有者に付与するため、事業会社が会計上の被取得企業（SPAC）の所有者に発行しなければならないであろう資本持分の数に基づいています。

そのため、事業会社は、SPACの株主が受け取った対価（すなわち、SPACの株主が留保した結合後企業に対する持分）と、会計上の取得企業が取得したSPACの識別可能な純資産を公正価値で評価しなければなりません。その結果生じる差異が、識別不能な財またはサービスであり、これは費用計上する必要があります（上記の3.2を参照）。

事業会社がSPACを法的に取得した場合に事業会社が対価として発行したであろう株式数を計算することは可能ですが、実務上、この企業は上場していないため、事業会社の株式の公正価値を決定することは困難である可能性があります。この場合、SPACの上場価格とSPACの既存の株主が所有する株式数を用いて、会計上の取得企業によって付与された株式の公正価値を導き出すことが適切である可能性があります。この評価を行う際には判断が必要となり、企業は、このアプローチの適用による結果の合理性を検討しなければなりません。[EX 29.61.1「逆取得の対価」\(和訳はこちら\(リンク先表記は25.316項 設例－逆取得の対価\)\)](#)をご参照ください。

4.4 条件付支払の分類および測定

場合によっては、事業会社（および、事業会社の株式）の公正価値に関して不確実性が存在する可能性があります。また、合併により事業会社の株主の目標収益が達成される場合に、SPACのスポンサーが増分価値を受け取ることに合意している場合もあります。この不確実性に対処する1つの方法は、SPACがスポンサー、事業会社の売却株主、または従業員と契約を締結することです。これにより、結合後企業は、特定の業績指標（株価に基づくことが多い）が満たされれば、SPAC合併後に追加の株式またはワラントを発行（または、既存株式についてのエスクローやその他の制限の解除）します。このような取決めは、一般に「条件付の株式支払」と呼ばれ、以下を含む可能性があります。

- (b) SPACの株主またはスポンサーに対する条件付の株式支払
- (c) 事業会社の株主に対する条件付の株式支払
- (d) SPACまたは事業会社の従業員に対する条件付の株式支払
- (e) 取決めにおけるさまざまな当事者に対する支払の組み合わせ

SPAC合併における会計上の取得企業の評価は、他のすべての取決めの評価に先立って行う必要があります（3.1を参照）。取引が企業結合として会計処理される場合（すなわち、SPACが会計上の取得企業である場合）、条件付対価および繰延対価に関するIFRS第3号における「通常」のガイダンスは、事業会社の売却株主および従業員に支払われる対価に適用されます（[FAQ 29.86.1「条件付対価の取決めの分類を決定するための枠組み」](#)（英語のみ）におけるフローチャートは、条件付対価の取決めの分類を決定するための枠組みを例示したものです）。ただし、これはこのセクションで注目すべきポイントではありません。

以下のガイダンスでは、事業会社がSPACを取得し、SPACが事業を構成しない場合の取決めにおける条件付支払の影響を検討しています。条件付の株式支払の相手方に応じた会計上の影響の検討を示しています。

a. SPACの株主またはスポンサーに対する条件付の株式支払

上記の3.2で述べたように、この取引はIFRS第2号の範囲に含まれます。当事者は、合併後の企業の1株当たりの上場価格が一定の目標を超えて上昇した場合、インセンティブとして、SPACのスポンサーは上場の成功に対する追加の報酬としてさらに株式を受け取ることに合意することがあります。このような条件付支払の商業上の根拠は、SPACのスポンサーが上場の成功についてボーナスを受け取っていることです。

SPACの合併日時点で、この取引は事業会社についてIFRS第2号の適用範囲に含まれました。その契約の一部として、上場に係るサービスに対する初期支払と、勤務条件のない追加の条件付支払がありました。したがって、条件付支払の特徴は、通常、権利確定条件には該当せず、権利付与日に考慮され、その後は更新されません。そのため、株式に基づく報酬の当初の支払日時点において、企業は、潜在的に可能性のある増分報酬の付与日の公正価値を決定する必要があったといえます。

[FAQ 13.4.13「特別買収目的会社の株主またはスポンサーとの株式に基づく条件付対価を、非上場の事業会社との逆取得においてどのように認識すべきか」](#)（英語のみ）をご参照ください。

b. 事業会社の株主に対する条件付の株式支払

当事者は、SPAC合併交渉の一環として、1株当たりの上場価格が過去の目標株価を上回った場合、合併後の企業は事業会社の以前の株主にボーナスの株式数を発行すると合意することがあります。言い換えれば、事業会社の株主は、より多くの潜在的株式を受け取り、その結果として、SPAC合併の日に比べて、合併後の企業の株式保有比率が増える可能性があります。このような支払の商業上の根拠は、多くの場合、その時点でのSPAC株主との合意で得

られたであろう価値より、自分たちが拠出した事業の方が価値が高いと考える事業会社の株主を保護することです。事業会社の価値は見積られるため、事業会社は上場に係るサービスやSPACの純資産に対して過剰な株式(すなわち、過払い)を発行するリスクがあります。条件付の株式支払は、この潜在的な過払いに対処するための1つの方法です。

[FAQ 13.4.14「非上場の事業会社の株主に対する株式に基づく条件付対価は、特別買収目的会社との逆取得においてどのように認識すべきか」\(英語のみ\)](#)をご参照ください。

c. SPACまたは事業会社の従業員に対する条件付の株式支払

SPACまたは事業会社の従業員またはサービス提供者との条件付の株式支払の取決めが存在する場合、当該取決めを報酬契約とみなすべきかどうかを検討する必要があります。

従業員に対する株式に基づく報酬は、さまざまな理由により提供される可能性があります。事業会社またはSPACの従業員に対して条件付の株式を発行することの商業上の根拠は、合併後も勤務の提供を継続するようSPAC経営者にインセンティブを与えることでしょう。さらに、SPACのスポンサーは、SPACの合併を完了させるためのインセンティブとして、当初のSPACのIPO時に無償または割引価格のワラントを提供する可能性があります。

資本の再編成として処理されるSPAC取引には、事業会社の権利未確定の制限付株式や未行使のストック・オプションの保有者が条件付株式に対する権利を受け取るという状況も含まれます。条件によっては、これは、追加的な補償費用の計上につながり、その後の報酬の会計処理にも影響を与える可能性があります。例えば、アーンアウト株式の権利確定または要件を満たすために、雇用や勤務の継続を要求する取決めは、通常、関連コストを報酬費用として処理する取扱いになります(IFRIC Update January 2013「IFRS第2号 株式に基づく報酬—IFRSの年次改善—2010-2012年サイクルに含まれる権利確定条件の定義」を参照)。さらに、既存のストック・オプション契約の条件変更という形で提供されるアーンアウトも、既存の報酬の条件変更であり、公正価値の増分は、追加的な報酬費用として認識されることとなります。条件変更に関するガイダンスは、[EX 13.44.1「条件変更の会計上の取扱い」\(和訳はこちら\(リンク先表記は12.124項および12.126項\)\)](#)、および[EX 13.43.1「条件変更」\(和訳はこちら\(リンク先表記は12.121項\)\)](#)、において検討されています。

さらに、条件付株式の取決めが、既存の株式に基づく報酬とは関係なく、かつ、継続雇用が必要とされない場合であっても、企業は、従業員に追加的な報酬を与える根拠を決定するために、事実および状況を検討する必要があります。通常、これらは追加的な株式に基づく報酬として会計処理されます。

4.5 取引コスト

企業は、通常、自社の資本性金融商品の発行または取得に際してさまざまな費用を負担しますが、そのような費用の大半は取引コストです。取引コストは、資本性金融商品が発行されなかった場合に回避されたであろう資本取引に直接帰属する増分費用です。資本取引の取引コストは、関連する所得税上の便益を控除した後、資本からの控除として処理しなければなりません。[IAS第32号第35項]

SPAC合併時にどのような種類の費用が増分で、株式発行に直接帰属するとみなされるかに関する問題が生じる可能性があります。[FAQ 43.88.1「資本性金融商品の発行によって生じる取引コストについて」\(和訳はこちら\)](#)をご参照ください。

取引コストの定義を満たすものは、資本性金融商品の発行を見越して発生することが多く、複数の報告期間にまたがる場合があります(例えば、企業の年度末の前に取引コストが発生したが、資本性金融商品の発行が年度末の後になる場合)。そのようなコストの会計処理は、会計方針の選択になる可能性があります。[FAQ 43.89.1「将来の資本性金融商品の発行に関して発生する取引コストの会計処理」\(和訳はこちら\)](#)をご参照ください。

多くのSPAC合併において、この取引は、事実上、事業会社の上場および同時に行われる資金調達です。これは、事業会社がSPACおよび上場サービスの両方にかかる現金のために株式を発行するからです。

これによりある課題が生じる可能性があります。企業が既存の株式を上場しているだけであれば、新株発行は行われず、既存の株式の上場に関連するコストは新株発行に関連する増分コストにはならないでしょう。この場合、費用はすべて純損益を通じて費用計上されることとなります。逆に、企業が現金と引き換えに株式を発行する場合、その発行に関連するコストの一部は増分となり、調達資金の減額として計上される可能性が高くなります。資本の再編成として会計処理される多くのSPACの取決めでは、事業会社は現金と引き換えに株式を発行し、既存の株式を上場しています。複数の取引に共同に関連する取引コスト(例えば、一部の株式の公募と他の株式の上場とを同時に行うコスト)は、合理的で同様の取引と首尾一貫した配分基準により、それらの取引に配分されます[IAS第32号第38項]。[FAQ 43.91.1「複数の取引に関連する取引コストの会計処理」\(和訳はこちら\)](#)をご参照ください。

4.6 税金

SPAC合併の税務上の影響は、その取決めが企業結合かどうか、および、どちらの企業が取得企業と識別されるかに基づくこととなります。

SPACが会計上の被取得企業である場合、事業会社は取得企業であり、SPACは事業の定義を満たしません(一般的なSPAC取引ではこの可能性が高いといえます)。したがって、当該取引は企業結合には該当しません。事業会社の観点から、これは資本の再編成であり、引き続き事業会社が報告企業となります(すなわち、事業会社の観点からSPACの当初認識を行います)。企業結合に該当せず、取引時の会計上の利益または課税利益に影響を与えない取引では、資産または負債の当初認識で生じる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債は認識されません。SPAC合併の結果として繰延税金が生じる可能性があるかどうかを結論付けることができるよう、すべての特定の事実および状況(条件付支払や株式に基づく報酬契約の存在を含む)ならびに当該取決め税務上の影響の検討が要求されます。

SPACが会計上の取得企業である場合、一般的には取得の会計処理を適用し、IFRS第3号に従って事業会社の資産および負債を公正価値で認識します。繰延税金は、特定の例外を除き、識別可能な資産および負債に割り当てられた価値とそれらの税務基準との間に生じるすべての一時差異に対して提供されます。企業結合における法人所得税の会計処理については、PwC IFRSマニュアルの[第14章\(和訳はこちら\)](#)で詳しく取り上げています。

SPACが会計上の被取得企業であり、事業会社が取得企業であって、SPACが事業の定義を満たす場合、逆取得の会計処理が適用されます(一般的なSPAC取引ではこの可能性は低いといえます)。[FAQ 14.118.7「逆取得による税金の影響」\(和訳はこちら\)](#)をご参照ください。

4.7 逆取得における比較情報

取引が資本の再編成として会計処理される場合、SPACの連結財務情報は事業会社が継続するものとして表示されます。資本の再編成の年度において、SPACの連結財務諸表に表示される比較情報は、事業会社のものでなければならず、SPACの過去の財務情報は含まれません。具体的には、以下のとおりです。

- 事業会社の資産と負債は、連結財務諸表上、その結合前の帳簿価額で認識および測定される。
- 連結財務諸表で認識される利益剰余金とその他の資本残高は、逆さ合併直前の事業会社の利益剰余金およびその他の資本残高である。
- 連結財務諸表に示される最終的な資本構成(すなわち、発行された資本金金融商品の数と種類)は、SPACの法的な資本の構造を反映する。事業会社の資本構成は比較対象期間に使用され、SPACが発行した法定株式数を反映するために、逆さ合併の契約で設定された交換比率を用いて修正再表示される。

財務諸表を作成する際の複雑な要素には、SPACと事業会社の決算期の違い、またはカーブアウト財務諸表が必要になる部門または事業の取得などがあります。カーブアウト財務諸表の作成に関する詳細については、[Appendix 2「結合財務諸表およびカーブアウト財務諸表の作成」](#)(英語のみ)、ならびに [EX 2.143.2「カーブアウト財務諸表」](#)(和訳はこちら(リンク先表記は2.201.1項))をご参照ください。

4.8 1株当たり利益

1株当たり利益の計算は、取決めが企業結合かどうか、および、どちらの企業が取得企業と特定されているかに基づきます。

SPACの合併が資本の再編成である場合、1株当たり利益の計算は、逆取得に適用される計算に従います。そのため、資本の再編成後の連結財務諸表における資本構成は、SPACの合併を実行するためにSPACが発行した資本持分を含むSPACの資本構成を反映します。

逆取得が行われた期間の加重平均発行済普通株式数(1株当たり利益の計算の分母)の計算は、以下のとおりです。

- (a) その期間の期首から取得日までの発行済普通株式数は、その期間のグループ企業の発行済普通株式の加重平均株数に合併契約で定められた交換比率を乗じたものに基づいて計算しなければならない。
- (b) 支配獲得日からその期間の末日までの発行済普通株式数は、その期間におけるSPACの発行済普通株式の実際の数でなければならない。

[EX 29.229.3「逆取得における1株当たり利益の計算」](#)(英語のみ)をご参照ください。

SPACが会計上の取得企業である場合、取得の会計処理が適用されます。企業結合で移転された対価の一部として

発行された普通株式は、取得企業が取得日からの被取得企業の純損益を包括利益計算書に組み入れるため、取得日からの加重平均株式数に含められます。

将来、普通株式を受け取る権利を保有者に与える可能性のある金融商品またはその他の契約は、それらが希薄化効果を有する商品か、参加型商品かを判断するために評価しなければなりません。上記の3.4で述べたように、SPACまたは事業会社は、特定の目標が満たされた場合に、取引後に株式を追加発行する契約を株主または従業員と締結することがあります。将来、普通株式が発行される可能性(これらは「条件付発行可能普通株式」と呼ばれる)は、希薄化後EPSの目的のために修正が必要になる可能性があります。[IAS第33号第52項から第57項](#)におけるガイダンスは条件付発行可能普通株式に、また、[IAS第33号A13項からA14項](#)のガイダンスは参加型株式に適用されるべきです。

Section 5. SPAC合併後の検討事項

5.1 プロフォーマ財務情報に関する要求事項

規制当局への提出書類の一部として要求されるプロフォーマ情報は、その管轄区域の要求事項に従う必要があります。プロフォーマ情報の表示の基礎は、当該取引の予想される会計処理に依存している可能性があります。会計上の取得企業の識別(上記3.1を参照)は、プロフォーマ財務情報の形式と内容を決定する上で重要になります。

5.2 現地法規の遵守および投資家への情報提供

SPAC合併の管轄区域によっては、合併および合併後の財務報告と書類提出は、公開企業として行うべき方針やプロセスの整備など、現地の追加的な要求事項の遵守が要求される場合があります。

多くの場合、事業会社は、通常、財務諸表に表示されるすべての期間に関する説明(すなわち、経営者による説明と分析(MD&A)または上半期に関する報告書)を作成する必要があります。投資家が事業会社の財政状態および営業成績を理解できるようにしなければなりません。財務状況の説明は通常、広範囲にわたるデータ分析が要求され、一般に、機密性の高い財務情報や営業情報が含まれます。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.